

令和 7 年御殿場市議会 3 月定例会議案資料
(新 旧 対 照 表)

(第 2 号)

件 名	頁
議案第 3 5 号関係資料	1
議案第 3 6 号関係資料	3
議案第 3 7 号関係資料	5

御 殿 場 市

議案第 3 5 号関係資料

御殿場市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(補償基礎額) 第 5 条 【略】 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 【略】 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 1 0 0 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1 万 4, 2 0 0 円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく、主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第 1 号又は第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき <u>2 1 7 円</u>を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき <u>3 3 3 円</u>をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1) から (6) まで 【略】 4 扶養親族たる子のうちに 1 5 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間（以下この項において「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、<u>1 6 7 円</u>に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。	(補償基礎額) 第 5 条 2 【略】 (1) (2) <u>9, 7 0 0 円</u> <u>1 万 4, 5 0 0 円</u> 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく、主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第 1 号に該当する扶養親族については 1 人につき <u>1 0 0 円</u>を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき <u>3 8 3 円</u>を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき <u>2 1 7 円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1) から (6) まで 4 扶養親族たる子のうちに 1 5 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、<u>1 6 7 円</u>に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>

備考

1及び2 【略】

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
【略】	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
【略】	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
【略】	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>

備考

1及び2

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の御殿場市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた御殿場市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 3 6 号関係資料

御殿場市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧							新						
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表 （単位 円）							別表（第2条関係） 退職報償金支給額表 （単位 円）						
階級 勤務年数	団長	副団長	分団長	副分団長	部長 班長	団員	階級 勤務年数	団長	副団長	分団長	副分団長	部長 班長	団員
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】							
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】							
3 0 年以上	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	3 0 年以上						
							3 1 年未満						
							3 1 年以上	999, 000	929, 000	869, 000	829, 000	754, 000	709, 000
							3 2 年未満						
							3 2 年以上	1, 019, 000	949, 000	889, 000	849, 000	774, 000	729, 000
							3 3 年未満						
							3 3 年以上	1, 039, 000	969, 000	909, 000	869, 000	794, 000	749, 000
							3 4 年未満						
							3 4 年以上	1, 059, 000	989, 000	929, 000	889, 000	814, 000	769, 000
							3 5 年未満						
							3 5 年以上	1, 079, 000	1, 009, 000	949, 000	909, 000	834, 000	789, 000
							附 則						
							(施行期日)						
							1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。						
							(経過措置)						
							2 この条例による改正後の御殿場市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条						

	<u>例別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、適用日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。</u>
--	---

議案第 37 号関係資料

御殿場市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(扶養手当) 第 5 条 【略】 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> <u>(2)から(5)まで</u> 【略】 (住居手当) 第 5 条の 3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 (1) 【略】 (2) 第 6 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者が居住するための住宅（市長が指定するものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの</u> (管理職員特別勤務手当) 第 11 条の 2 【略】 2 【略】 3 前項に規定する場合のほか、管理職手当支給職員が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合</u>は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第 17 条 第 5 条、<u>第 5 条の 3、第 6 条の 2</u> 及び第 14 条の規定は、地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。	(扶養手当) 第 5 条 2 【略】 <u>(1)から(4)まで</u> (住居手当) 第 5 条の 3 【略】 (1) (2) <u>配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> (管理職員特別勤務手当) 第 11 条の 2 2 3 前項に規定する場合のほか、管理職手当支給職員が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により<u>午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした場合</u>は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第 17 条 第 5 条及び第 14 条の規定は、地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

この条例中第 5 条及び第 5 条の 3 の改正規定は令和 8 年 4 月 1 日から、第 1 1 条の 2 及び第 1 7 条の改正規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

